令和７年（ヒ）第１００１号

島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地３
清算株式会社　石央セラミックス株式会社
代表清算人　佐々木賢一

1　決定年月日　令和７年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
　2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

松江地方裁判所出雲支部

令和７年（ヒ）第１５号

徳島県阿南市津乃峰町東分343番地
清算株式会社　津峯観光株式会社
代表清算人　玉置　　潔

1　決定年月日　令和７年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、協定債権者のうち昭和興業株式会社及び阿波交通株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、現金及び預金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて案分して弁済する。
　2　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙不動産目録②記載の各不動産を、債権者昭和興業株式会社に代物弁済する。
　3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　4　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙不動産目録①記載の各不動産を、津峯神社に贈与する。
　5　第１項及び第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始